

CI-NET 各種手数料のご案内

一般財団法人 建設業振興基金

CI-NETを利用して電子商取引を行う場合、企業識別コードと電子証明書が必要です。企業識別コードと電子証明書は、建設業振興基金が管理・運営を行っており、その取得・更新等には以下に定める手数料が必要となります。

1. 企業識別コード発行手数料

企業識別コードは、1企業(法人、個人事業主)に1つだけ割り振られるコードです。

消費税込

	資本金1億円以下	資本金1億円超
新規登録	17,600円	35,200円
更新(3年毎)	22,000円	44,000円

情報化評議会会員(CI-NET会員)は、新規登録料、更新料(3年ごと)ともに上表の「新規登録」の発行手数料となります。CI-NET会員とは、情報化推進室の事業にご賛同・ご協力をいただき、事業年度ごとに会費を納め、各種会議等にご参加いただいております企業または団体です。

詳細は、基金ホームページ「CI-NET会員企業一覧」でご確認ください。

URL : <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/hyogikai/hyogikai.html>

2. 電子証明書発行手数料

消費税込

初期発行料・更新発行料(3年毎)とも	9,350円
--------------------	--------

■ 有効期間

- ・企業識別コード 3年
- ・電子証明書 3年+30日
(30日は新しい電子証明書に切り替えるための予備期間)

以上